

# 論議沸騰!

## 西部・憲法改正私案への疑問

国防条項を除き西部案は現憲法の改悪である

はしづめだいさぶろう  
橋爪大三郎  
(東京工業大学助教授、社会学専攻)



本誌九月号で、西部邁氏が、日本国憲法改正の私案を提案された。早速一読したが、真剣に、憲法と日本のあるべき未来像を探っているように思える、好論文であった。このような試みを、おおいに歓迎したいと思う。

西部氏も言うように、これまでまともな憲法論議が少なすぎた。目立つのは、奇妙な護憲勢力の硬直したスローガンと、奇妙な改憲勢力のこれまた硬直した論法との、不毛なすれ違いばかりだった。国際社会でますます大きな存在になりつつある日本が、それにふさわしい憲法論議を積み重ねていくべき時期にきた。

私は、憲法学者でも法律の専門家でもないから、西部氏の提案をコメントするのに適任だと、お世辞にも言えない。だが西部氏も決して、いわゆる法学者ではない。そんな氏が敢えて、ひとりの社会学者、ないし市民として、勇気ある提案を行なった。そ

れを受けて、私も精一杯、自分なりのコメントを試みよう。

今回の提案は、西部氏の「私案」である。私案であるから、個人的な思い入れ、氏の思想の独自のカラーが色濃く反映している。そういう部分に難癖をつけていけば、いくらもつけられるだろう。

ここは、西部氏の思想を検討する場所でないから、そういうこまかな吟味はやめよう。そのかわり私は、氏の提案をあくまで、憲法を考える際に現れるだろう、あるタイプの議論」として、検討することにした。

ところで憲法は、そうしょっちゅう改めるべきものでない。相対的に安定していることも、憲法の値打ちである。だから、よく見ると憲法に若干の欠点が見つかった、くらいのことでは憲法改

正の動機にならない。ある憲法をうみだした思想が、そろそろ時代にそぐわなくなると、その社会の法律や国家制度を支える原理にならなくなったときに、憲法改正の気運が巻き起こるのだし、巻き起こるべきなのだ。

戦後も四十五年を経過し、日本は、かつて誰も考えなかったほどの大きな勢力として、国際社会に地歩を占めるにいたった。戦後世界を支配した冷戦体制も、ようやく過去のものになろうとしている。こないま、日本の国家制度のあり方をあらためて問い直す憲法改正論議があつて、当然ではないだろうか。

憲法は権力者を閉じこめる檻である

さて、西部私案のポイントはなにか。紙幅の関係もあり、思い切つて要約してみると、以下のようである。

ねらい……日本人の《言葉・価値を少しでも厳密にするため》  
《世論のなかに憲法論議を取込》む。

前文……《憲法制定にまつわる権力》の所在をはっきりさせる。そのため、《憲法制定議会》の手で、日本国憲法を改正する。国民Ⅱ《日本の伝統をつらぬいて存在している……根本規範を完全に具現している……仮想の人々の集まり》に主権が存することを宣言し、市民Ⅱ《実際に生存する》人々にその遵守を求める。

天皇……《日本国民の伝統の象徴》《日本国の文化的元首》と

規定。《国祭事》を行う。

国防……第九条を、《自衛軍を保持》すると改め、条件つきで交戦権を認める。

人権……基本的権利を《基本的自由》と改め、《伝統的規範が許容する範囲》であることをはっきりさせる。あわせて《基本的責任》を果たすことを求める。

改正……《第四章から第九章まで》しか改正できないことにする。

ねらいはまことに結構であると思う。提案のなかみについてだが、結論を先に言うと、国防(自衛軍)については賛成、その他に反対、が私の意見だ。そう考える理由を四つの論点にしばってのべるつもりである。

具体的な議論に入るまえに、まず、憲法改正についての一般論をのべておきたい。  
憲法の改正は、よりよい憲法へのワン・ステップでなければならぬ。憲法のあるべき姿をイメージするところから、憲法論議が始まる。

憲法のあるべき姿として、誰でも認めるのは、つぎの二つの条件だと思う。まず、①形式的に整っていること。さらに、②その社会にふさわしい政治思想を十分に表現していること。この二つが相まって、うまく憲法が機能する。

①の点で言えば、憲法が、たとえば矛盾を含んでいたら困る。論理学が教えているように、矛盾する前提からは、どんな結論でも導けてしまう。法律や政治制度の前提となる憲法が矛盾してい

たら、国家はガタガタになる。信念のよりどころにもならない。そんな条文は即、改正しないといけない。必要な条文が欠落していても困る。さっそく改正して、追加すべきだ。また、不必要な条文が残っていて、それに拘束されるのも問題だ。そういう条文は削除する。

これらに比べれば、条文の重複は罪が軽い。同じことが二回書いてあっても、実害はない。簡潔な憲法のほうが美しくてよいが、うっかり必要な条文を削ってしまったら、元も子もない。

改正の緊急性は、この順番だから、それを考えつつ、条文を取ったり付けたりする。そうやって、国家をコントロールする根本ルールとして役に立つ憲法をめざすべきなのだ。個々の条文に書き切れないような重大な前提がもしあれば、前文に書いておく。

\*

つぎに②、どういう政治思想を表明すればいいかだが、私は西部氏と違った憲法のイメージを持っている。

私の理解だと、憲法は、民衆から国家を統治する権力者に宛てた、メッセージである。権力をふるう以上、これこれのことはぜひ守って下さい、そのかわり、われわれもこれだけのことはします、という契約である。憲法は、権力者という猛獣を閉じこめる檻。民衆の側からみれば、自分たちを権力者から守ってくれる安全柵である。

イギリス人が傲慢にしているマグナ・カルタは、権力者である王の勝手な行動を許さないための契約だった。近代になっても、この考え方は受け継がれた。

近代の、民主主義の憲法は、民衆自身が権力者でもあるとい

る。

これに対して、西部氏の憲法のイメージは、どこか聖徳太子の「十七条憲法」を思わせるところがある。

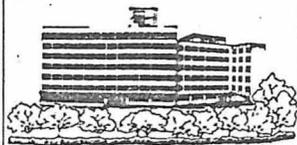
氏は、国家の《主権》を《日本の伝統をつらぬいて存在している》《歴史のうちに蓄積されていく法の根本規範そのもの》と考える、《ノモス主権論》に立つ。わかりやすく言うと、日本社会の伝統を、われわれに対する命令のかたちに文章化したら憲法になる、という考えだから、民衆は、憲法というメッセージの発信者であるより、受信者であることになる。だから読んでいて、少しお説教くさい感じがする。

西部氏の憲法も、民主主義の憲法なので、民衆が主人公だ。ただし、その民衆は、二種類に区別される。用語が独特だから注意しなければならないが、まず、《国の伝統をその感性と理性の両面において継承する人々の仮想的集合体》が、《国民》。国民は、理想の存在で、根本規範に違反するわけがないから、憲法は要らない。これに対し、われわれのように《実際に生存するもの》を、《市民》という。市民は、《伝統精神に同調することもあれ

心をこめたおもてなし

# 緑の景色、秋の風情。

静かな祝福の時を彩る  
ビューティフルウェディング  
ご婚礼ご予約承ります



皇居のお隣・千鳥ヶ淵畔

フェアモント ホテル

Fairmont Hotel

〒102 東京都千代田区九段南2-1-17

TEL.(03)262-1151

日本ホテル協会会員

ば、それから逸脱することもあるような存在なので、憲法のよ  
うな明示的なルールをもって、縛っておく必要がある。国民(完  
全な存在)から、市民(不完全な存在)に宛てたメッセージが憲  
法、という理解である。

西部氏のような、国民(伝統)市民(理解)も、政治思想(保守  
主義の立場)としてなかなか興味ぶかいものである。ただし、今  
回の提案が、憲法の改正案として適当であるかは、また別の話  
だ。

四つの論点にわたって、西部私案への疑問をのべよう。

論点1…現憲法の改正か、憲法制定議会か

う、二重構造になっている。そのため、憲法は、民衆自身の宣言  
という体裁をとっているけれども、よく見ると、民衆から権力者  
(「民衆の代表」)に宛てたメッセージ、という基本は守られてい  
る。

だから近代の民主主義憲法は、民衆が権力の主人公であること  
(主権在民)を宣言することから始まり、民衆の権利のリスト、  
議会・政府・裁判所そのほかの国家機関の作り方や運営方法、  
…と続いていく。これらは民衆と、民衆から権力を預かる代理  
人とのあいだの取決めなのだ。

この意味で、憲法は、味も素っ気もないものである。革命に成  
功してのげせあがり、美辞麗句を連ねたものになる場合もあるけ  
れど、もともとは権力をめぐる取決めだから、決めることが決め  
てあればそれで十分。民族文化の香りなどしなくもいいのであ

伊藤かずえ

年 **6.826%**  
(税引後 年5.529%)

(8/28現在)

**ワリノ**

税率18%の1年貯蓄・無記名式

どなたでもお気軽に

**農林中央金庫**

本店 千100東京都千代田区大手町1-8-3  
☎03(243)7272

ら、どうすればベストかを考えよう。  
現憲法は、旧憲法（大日本帝国憲法）を改正したものだ。旧憲法の定めに従い、帝国議会の審議を経て、成立している。現憲法にも改正手続きが定められているから、それに従ってもう一度改正してもいいわけである。

にもかかわらず西部氏が、憲法制定議会にこだわるのはどうしてか？ 《憲法制定議会》が憲法制定の具体的な主体であることと《憲法制定もまた権力発動の一形態であること》をはっきりさせるためだ、と氏はのべる。その真意はおそらく、現憲法の成立のいきさつが曖昧だったことへの、批判だろう。  
新憲法案は、連合軍の占領下で作られた。もう少しはつきり言うると、占領軍が作った英語の草案を日本語に直しただけ。憲法改正のやり方としてはちょっと、いやかなり異常と言わなければならない。「押しつけ憲法」と非難されるのももっともだ。

新憲法が効力をもつまで、日本は旧憲法下にあった。つまり天皇が主権者だったわけだが、日本を占領した連合軍最高司令官は、その上に立つ存在であった。その指示のもと、主権在民を定めた新憲法が作成された。旧憲法が予想もしない事態だったと言えはかない。  
これをどう理解するか、西部氏も紹介しているように、ふた通りの考えがある。改正手続きが正しく踏まれているという、旧憲法からの合法的な連続性を重視する佐々木惣一氏の説。それに対して、内容的にみて革命的な変更なのだから、連続性はないとする宮沢俊義氏の「八月革命説」。どちらも一理あるが、もう半面を無視しているわけで納得できない。憲法学者ならずとも、「主

権在民」を定めた民主憲法が「押しつけられた」事実をどう受け止めればいいのか、悩んでしまう。

現憲法を「改正」したのでは、こういう曖昧さを引きずってしまふ。それぐらいなら、新しく憲法制定議会をつくって、そこでいちから憲法を作り直そう。その言い分はよくわかる。  
しかし、この提案に私は反対だ。民主主義にとっては、合法的な連続性こそが生命線。それなのに、現憲法になんの定めもない、憲法制定議会をこしらえたのでは、半世紀近く続いた日本の戦後民主主義を、根こそぎ否定する結果になってしまう。たとえ国民投票による多数の支持を得たとしても、それが、合法性の断絶といういみでの「革命」であることに変わりない。

### 「主権在民」はフィクションである

もうひとつ、西部氏が憲法制定議会にこだわるのは、内容上、憲法に改正できる限度がある、と考えるからだろう。

《憲法の根幹を揺るがすような改正はやはり「革命」と形容されて当然である》と、氏はのべる。なるほど、それはそうかもしれない。ただし、いくら《現憲法の根本にかかわる改正論議を……展開》しても、それは、フランス革命のときみたくないいわゆる《革命的情勢が醸成されることと違うのではないか。内容上「革命」的な変更でも、形式上は合法的な「改正」手続きに従ってよいはずだ。

憲法の改正がどこまで可能なのかについても、諸説ある。たとえ改正の条文があっても、《憲法の根幹》にかかわる改正はでき

ない、というのが一説。いや、どんな改正でもできる、というのが一説。西部氏は前者の説に立っている。

では、憲法の改正できる部分/できない部分があるとして、どうやって線引きするか。西部私案みたくに、《改正が許されるのは第四章から第九章まで》と、憲法に書いておくのも一案だ。でも、この条文自体、第九章（つまり、改正可能な部分）に含まれているので、「どんな改正でも許される」と改正もできるはずだ。これでは歯止めにならない。いろいろ考えてみても、結局、改正できない《憲法の根幹》を明確にする手立てはないことがわかった。

憲法の改正は、殻をかぶった動物が脱皮していくようなものだと思う。なかみの成長につれて、殻を破る必要が生まれる。新しい殻のかたちを決めるのは、なかみだから、古い殻になんか書き込んでおいてもだめ。民主主義は、この脱皮がスムーズに行くように、合法的な連続性を重視するのだ。

封建的な君主政や、独裁政権から、合法的な手続きで民主主義に移行するのは無理な場合が多いから、革命も必要だ。でも、曲

がりなりにも民主主義が実現しているところに、いまさら革命は有害無益。《現憲法の根本に関わる改正論議》は大賛成だが、憲法制定議会には反対だ。現憲法の手続きによって改正すれば十分ではないか。

\*

西部氏という国民/市民の区別もわかりにくい。私の語感からすると、国民のほうが法的存在で、市民はもっと一般的な存在、みたくに思えるけれども、それはいいことにする。問題は、氏が主権在民の思想を否定していることだ。

西部氏は、《市民を国民と同一視した上で》市民をこれ以上ない絶対の権力を持つもののようにまつりあげる現憲法に反対する。それが、欲望のままに生きる不完全な存在である市民をつけあがらせ、モラルと思想の頹廃をまねいている、と氏はみる。

市民社会の現状に対する氏のいらだちはわかるが、それは、現憲法のせいでも、その主権在民思想のせいでもないと思う。

「主権在民とは、われわれ市民が最高権力者といういみだから、欲望のおもむくまま何をしてもよろしい」と教えている俗流民

最新刊!

ピーター・ミルワード 著/中山理 訳

英文学のための

## 動物植物事典

英文学にしばしば登場する動物・植物を、ユーモラスで詩的な解説と豊富な図版で紹介。その秘められた寓意をも解き明かす小百科。定価4,120円

森 護 著

## スコッチ・ウイスキー物語

英国人は、七つの海をめぐる船上に樽をねかせ、ウイスキーを熟成させた…等、460余のカラー図版を駆使し、スコッチをめぐる史話や逸話を紹介。定価5,150円

阿辻哲次 著

## 漢字の歴史

甲骨文字以前の記号から、現代の簡体字に至る漢字の歩みを通観する初の試み。中国提供の写真を中心にした貴重な写真集。定価14,420円

社会人のための

## 漢詩漢文小百科

田部井文雄 他著 定価880円

●定価は全て税別です。

大修館書店

〒101 東京・神田錦町3-24 ☎03-294-2221

主義があるのか私は知らない。けれども、ほんとの民主主義なら、そんな具合にならないことは、少し考えてみればわかる。

民衆（あるいは国民）が絶対の権力を握る、というのは民主主義の建て前だけれども、いぢどもそういう状態はなかったし、そもそもありえない（フィクションである）。そのへんのことは、ちよっとともな民主主義の思想ならみなわきまえている。民衆が主権者であるとは、民衆のごく一部の人びとや、王、独裁者のような人が権力を握ることはないということ念を押して言っているのである。国家が民衆のために動いていくには、こういうフィクションが必要だし、有効である（この論点は、あとで基本的人権について論じるときに、もう一回のべよう）。だから、現憲法に「国民が主権者」だと書いてあっても、文字通りわれわれ国民のひとりひとりが権力者といういみではない。

### 論点2：天皇は国民か

西部私案は、天皇を《文化的元首》であると規定する。《文化的元首》というものがあのかどうか知らないが、実態は現憲法の象徴天皇制とそれ程違わないようなので、特に反対しない。けれども西部私案だと、国家と宗教の関係、天皇と国民の関係がわかりにくいようなので、少し意見をのべておく。

日本が受諾したポツダム宣言に、独立後の日本の国家体制は「日本国民ノ自由ニ表明セル意思」によって決められる、とある。どの段階でいつ、日本国民がその意思を「自由ニ表明」したのだろう、とも思うが、現憲法のもと、半世紀近くも平穩裡に社会を営んできた事実が、それにあたるのではないか。制定の経緯

の、旧憲法の主権者である天皇を、新憲法のなかに象徴天皇として横すべりさせようとしたことからきている。そして、これもまたひとつの、伝統の継承のかたちであろう。

このことにもかかわらず、現憲法が世界に通用するためには、国際的に通用する価値——民主主義の原則であるとか、政治と宗教の分離であるとか——が折節にはつきりつらぬかれることが必要だ。そうでなければ、日本が国際的な信頼をかちえることはできないし、国際的な責任を全うする行動もとれないからである。それは、大喪の礼のときに、鳥居を立てたり外したりというような姑息な対応ですむことでない。肝心なのは、たとえば予算の支出である。天皇家は、伝統を保存する家系でもあり、宗教的な活動（たとえば、天皇家の祖先に対する祭祀）を行うのは自由である。しかし、そのために別途国家予算を支出しない、というけじめが必要だ。国事行為（現憲法に定めのあるような、民主主義の連続上の正当性のために必要な行為）は、そういう天皇家に日本国家が委嘱しているもので、天皇は常勤の嘱託のようなもの。その手当てが内廷費（国家予算から支出する、天皇の生活費）である。

はともあれ、日本人は天皇の条項を含め、いまの憲法になじんでいる。お下りの服でも、しばらく着ているうちに、なじむものだ。

天皇は、日本にしかないものなので、日本文化の伝統、日本人の自己同一性の証のようなものと考えられる。日本国民は、明らかに、いまの天皇制のあり方を、選択したのである。私個人は、天皇がいなくても共和制でいいという考えだけれど、これは日本人全体の決めることだから、これでいいだろう。

そこで問題は、現憲法の天皇の部分（言うなれば国内フォーマット）と、民主主義の部分（国際フォーマット）が、矛盾なく同居できるか、ということだ。

結論から言うと、両立できると思う。ただしそれには、両者がきちっと分離していることが必要である。

天皇とは、言ってみれば家元みたいなもの。生け花や能やお茶の家元とおなじで、無形文化財の伝承者だ。しかも神話によれば、日本でいちばん古い家柄ということになっている。天皇家を抜きに日本の歴史を語ることはできない。歌会始めや、さまざまな宮中儀式などはみな、天皇家が私的に継承している文化的な行事だ。

天皇家が、ほかの家元や旧家と違って、伝統的な支配者の家柄だ、ということだ。実際に政治を行ったかどうかはともかく、名目上、天皇はずっと日本の支配者（兼祭祀者）だった。この事実をふまえて、明治維新は「王政復古」の体制を採ったのだし、明治憲法も天皇を「主権者」と規定したのである。現憲法が、旧憲法の改正手続きによっているのも、ひとつはこ

宗教的な活動を含む天皇家の私的な経費は、これでまかなう。キリスト教徒もイスラム教徒も、日本国の構成員でありうるのだから、そして天皇家は宗教団体と同等のパワーを持ちうる存在だから、天皇家に宗教的な行事（現憲法に定めのない、大嘗祭みたいなもの）を委嘱するなんてことがあってはだめ。このケジメが通っていることが、大切だと思うのである。それでこそ日本国民の宗教の自由を尊重する、ということにもなる。西部案は現憲法にくらべて、この点で後退していて、よくないと思う。

### 第九条改正に賛成する理由

もうひとつ、問題なのは、天皇が国民なのかどうか、天皇に人権はあるのか、である。西部氏は、「天皇も国民の一人だ」という意見に対し、「天皇を市民とは認めない」とのべ、《納税の義務があるとは思わない》と言っている。しかし、現憲法の成立に先立ち、天皇は人間宣言をした。これは、職分として天皇をつとめる彼本人も、一個の人間としてわれわれと同じである。つまり、

It's First Class.

とろろおきの

涼風シンフォニー。

雄大な大自然の中、湿原を渡ってくる涼風に身をまかせてみませんか。日光さすげ、りんどうも可れんにお出迎えます。最近、時計のまわりが速く感じているあなたへ。



那須ロイヤルホテル

〒225-03 栃木県那須郡那須町 電話(0287)79-2001(大代表) 東京営業所 ☎(03)574-7001

人権もそなえていけば、さまざまな権利、義務ももっている、というのではないだろうか。日本には民衆しかないし、その全員で国民を構成しているはずである。そのなかの一人（ある家系）を天皇（家）とみなしている、だけだ。そうであれば、可能な限り天皇を、ひとりの人間としてわれわれと平等に扱うべきだろう。天皇も国民であることを、はっきりさせよう。

たとえば、結婚は「両性の合意のみに基」づく（第二四條）でも、天皇家の場合、皇室會議というものがあって、その議を経なければならぬ。人間は「門地により……差別されない」（第一四條）はずなのに、たまたま天皇家に生まれたり嫁いだりしたばかりに、われわれ民衆の享受している人間としてのふつうの生活ができないとすれば、これは差別であるし、憲法の趣旨にもとるのではないか。

天皇は、特別な家系の人間なので、日本の民衆は彼らに、自分たちの国民統合の象徴を務めてくださいと頼んだ。そのことに、文化的伝統に対する日本の民衆の敬意が表れている。それで十分。それ以上に、民衆が天皇家に干渉すべきでも、天皇家を特別扱いすべきでもない、と思う。

### 論点3：自衛隊か、自衛軍か

第九条を改正し、自衛隊を自衛軍として認知しようという西部氏の提案は筋が通っており、わたしもゆくゆくは賛成したい。けれども、それには日本人が、軍のあり方や、軍が民主主義とどういう関係にあるかについて、十分に成熟した考えを抱いていることが前提となる。その条件が熟していると、いまはともいえない。

軍を持つ以上（現に事実上持っているのだが）、国際平和が軍事的バランスによっても保たれているという、冷厳な現実をよく踏まえることが第一。その上で、軍事行動を起こす場合の条件——侵略された場合に限るのか、西側同盟軍として行動するのか、国連軍ならよいか、隣国が侵略されたらどうするか、など——の、国民的コンセンサスを追求する。そして、日本の経済力、技術力が軍事的パワーとしても無視できないことも踏まえ、日米安保体制以上の堅固な平和の枠組みを探って行くべきだろう。具体的には、核軍備はせず、米ソを軸とする核抑止力に依存（協力）する。通常戦力の技術拡散に注意する。イラク型の突出した軍事行動には、国連軍などの形で参加、というのが妥当な線ではないか。日本が世界平和に、具体的にどう貢献するかの議論が煮つまるならば、第九条は改正してよいだろう。

### 論点4：人権か、自由か

西部私案のもうひとつの特徴は、自然法寄りの人権思想に反対していることだ。《基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であるというふうな崇高すぎる文句もみられる。これらはすべて自然法の想念からもたらされたもの」と現憲法を批判していることから、それは明らかだ。

なぜ、自然法思想がいけないのか。自然法は、人権を、国家

い。自衛隊を軍と認知する前に、もっと議論が必要だ。

現憲法が、国防・軍事に関してきわめて不完全な規定しか有していない、という西部氏の指摘に賛成する。西部氏は別のところで、こう論じた（註）。《正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求》するのが悪いというのではない。……しかし、この高度の目的を達成するための手段として「戦力の不保持」と「交戦権の否認」をいうのは短絡も度が過ぎる。《度が過ぎるかどうかが別として、たしかに現憲法（第九条）は、片手落ちである。わが国が「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を放棄したのに、他国がそんなことにお構いなく「国際紛争を解決する手段」としてわが国を攻撃してきた場合、どういふことになるか、まったく規定がないからだ。他国の言いなりになる、と解すべきなのかもしれないが、それでは「再軍備してよその国を攻撃しろ」と命令されるかもしれない。究極目的である平和からますます遠ざかってしまわないとも限らない。つまり第九条は、矛盾を内包している。

この矛盾を糊塗するため、第九条は「自衛権」まで放棄したわけではない、という解釈がなされ、自衛隊が置かれた。この政策自体は正しいと思うけれども、それは現憲法の認めるところだろうか。西部氏は《自衛隊はやはり違憲の存在であると思う》と述べているが、その通り。そう解するしかあるまい。

どの国にも軍隊はある。それは民主主義と矛盾しない。平和の追求とも矛盾しない。歴史をふりかえると、世界には基軸国というものがあって世界に軍隊を展開し、その時代時代の国際秩序を維持してきた。大国となったからと言って、日本がその種の軍事

や社会に先立ち、人間が生まれながらにそなえている権利」とみならず。そのためおのずと、《基本的人権》が第一次的で「公共の福祉」が第二次的とみなされることになり、その結果、市民の欲望がぶくぶくと際限なくふくらんでしまうからだ、という。権利は、その反面としての義務なしに、存在できないはずだ。しかし、基本的人権の思想が普及したせいで、「権利」という語はそのニュアンスを失った。そこで、権利↓自由、義務↓責任といいかえよう、というのがこの問題に対する西部氏の基本的な考え方だ。

野放図な市民の権利主張に対して苛立つ西部氏の気持ちはよくわかる。しかし私は、だからと言って現憲法の基本的人権の条項を攻撃するのは筋が悪いだ、と思う。基本的人権の思想と、市民の良識や公共性の尊重とは、両立する。衆愚政治状況（もしある

ヒガシマル

お料理好きなら



うすくち醤油です



\*ヒガシマル醤油株式会社

として)は、決して現憲法の基本的人権の条項のせいではなからう。

権利/義務は、たしかにメダルの両面である。権利(ある人がやってよいこと)は、義務(別の人がやってはいけないこと)に裏打ちされて、はじめて権利になる。市民と市民の水平的な関係(たとえば民法)の、これは基本原理だ。

しかし、これで済むのなら、「基本的人権」や「自然法」の発想も、憲法もいらぬ。国家権力が現れて、人々が当然もっているはずの権利を奪ってしまうという状況があるからこそ、こうした考え方が必要になる。憲法は、民衆が権力にどう関わり、国家をどう構成するか、権力とどう闘うか、という話なのだ。

自然権(国家の制定法と関係ない権利)は、もちろん虚構(フィクション)である。どんな権利も、制定法の定めがあつて、はじめて権利として保障されるのだ。でもなぜそんな虚構を持ちだすのかというと、制定された法律に依存している権利は、国家が新しい法律を制定しなくなってしまう。そうならないために、国家権力によって否定できない権利が、どんな法律も制定される以前に(つまり自然に)そなわっている、ゆえに、国王や国家権力といえども、それを犯すことはできない、と主張する必要があるからだ。権力は強大で民衆は力が弱い。そういう時には、自分たち民衆に都合のよい権利をまず列挙し、義務はのべないでおく。これが自然法論の骨格ではないのか。

とすれば、民衆が自分たちの手で国家を作りあげようとする、民主主義の憲法が、自然法思想を下敷きにするのは当たり前、とも言えよう。せっかく作った国家が、暴走し、民衆の権利を奪つ

表現活動に権力批判を期待してのことだと思われる。……現憲法は、「集会、結社、言論、出版」を主として反権力の活動とみて、それを制限するのをためらったわけだ。」

後段の分析に間違いはないわけだが、もう一歩踏みこんで言えば、「表現活動の自由」(報道の自由/知る権利)が「公共の福祉」に直結する、と考えているのが現憲法だと思ふ。ここでも市民・対・市民の問題と、市民(民衆)・対・権力の問題とが、レヴェルの異なる問題であることを、まず理解しないとけない。

「表現の自由」を「知らせること」、「知る権利」を「知ること」とみて、これを表裏一体のものと考えよう。市民・対・市民の関係では、自分について知ること/知らせること(だけ)が、自分の権利である。他人については、必ずしも権利でない。つまり、他人に自分のことを知られない権利(プライバシー)も、このレヴェルで成立する。

つぎに、市民(民衆)・対・権力の関係として考えるとどうだろう。民主主義は、民衆の代表が権力を担うことを原則にするから、国家権力の行動はすべて自分のことである。それをコントロールするため、権力について知ることが大切だ。それを、民衆に代わって知らせくれるのが報道機関、という関係になっている。ここで、民衆の代表として権力を担う人(これを「公人」という)のプライバシーはどうなるのだろうか。公人には、(公人としての限りで)プライバシーは存在しない。これが原則だ。なぜなら、権力はとても強力なので、それをコントロールするにはほかに仕方がないのである。もしも、プライバシー一般を守るべきことを、表現の自由に対する制限条件としてとめてしまうと、権

たり民衆を抑圧したりしたのではたまらない。そんな間違つた法律の制定を阻止したり、おかしい裁判が行われたりしないように、上位規範としての憲法が必要なのである。「民衆の、民衆による、民衆のための政治」のためにこそ憲法があるはずなのに、西部私案はその点が不明確ではなからうか。

### 市民・対・市民と市民・対・権力の関係

「表現の自由」(第二一条)に条件を付けるべきかどうか、という問題もこれに関係する。西部私案は、「表現活動の自由には、公共の福祉を守る責任と、他人のプライバシーを守る責任とが伴う」と改正することになっている。現憲法には「公共の福祉に反しない限り」という条件が付されていない。これは、おそらく力がそれを楯に、報道の自由を規制する法律を作ったり、報道の自由を認めない判決や処分を下したりすることが可能になってしまふ。プライバシーの保護は、権力が民衆を抑圧しようとする場合、しばしば最初の口実になるのだ。

もちろんこれは、報道機関が勝手に市民のプライバシーをのぞきこんだり、無責任な報道をしたりしてよい、といういみでない。それは市民・対・市民の関係で、やはり許されぬことである。それには、報道機関のモラル・自制が要請される。

こういう憲法の構造上、プライバシーの問題は、市民相互に解決を任されている。それは、市民相互のモラルの問題であり、民法の問題であり、報道機関のコードの問題である。憲法で規制すべき問題ではない。西部私案のように憲法を改正してしまえば、プライバシー保護を理由に新聞やテレビを取り締まる法律を作つ

新幹線口から歩いて1分

# 京

観光、味覚、くつろぎ、三拍子揃った京の旅  
京の味覚宿泊プラン  
1991年3月31日まで  
お1人様 17,000円(1室2名様)  
お1人様 15,000円(1室3名様)  
(室料、夕食、朝食、税、サービス料を含みます。)  
※夕食は欧風、京会席、すきやき・しゃぶしゃぶ、  
中国四川料理のいずれか好きなコース  
お選びいただけます。  
※朝食は、洋食または和食のいずれか。

京都駅八条口  
新都ホテル  
☎(075)661-7111

交通至便の立地。市内観光、奈良・大和路周遊に大変便利。  
資料請求先く宣伝E係〒601 京都市南区京都市八条1丁目

案内所	札幌(011)241-3631
仙台(022)264-3541	東京(03)572-8301
名古屋(052)583-1877	大阪(06)341-3323
広島(082)246-9221	博多(092)715-0001

Miyako Hotel Kyoto



ゆったりグルメ旅行に……

## スイート&グルメプラン

お1人様 38,000円(1室2名様)  
(室料、夕食、朝食、諸税・サービス料を含みます。)

※ご夕食は、フレンチレストラン エスポワールの純フランス料理を、ご朝食は、ルームサービスでご用意させていただきます。  
※4名様以上で宿泊の場合、ワイン1本をルームサービスにてプレゼント。

京都・東山・けあけ  
都ホテル  
☎(075)771-7111

案内所	仙台(022)264-3541
東京(03)572-8301	名古屋(052)583-1877
大阪(06)341-3323	広島(082)246-9221
札幌(011)241-3631	博多(092)715-0001

てもいい、ということになるし、政界のスキャンダルを報道した新聞がプライバシー保護を理由に裁判で有罪になる、ということになるのだ。

繰りかえしておこう。ジャーナリズムには、公人のプライバシーを必要に応じて暴いても、私人のプライバシーには立ち入らない、という自制が求められる。このルールに従わないのは、市民社会の認知をえられない三流雑誌だけである。この点残念なのは、数年前日本中を巻きこんだロス疑惑のM氏の事件だ。こういうマスコミの無節操、不見識が目にあまるようになると、民主主義の墓穴が掘られていく。

表現の自由以外の諸権利についても、注意ぶかくみていくと、西部氏の論法が強引であることに気がかされる。たとえば、現憲法の第一八条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」を削除すべき理由として、それが「第三一条の「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」というのと重複する」と言うが、そんなことはない。

前者は、市民と市民の間で起こりうるケース。AさんがBさんを「奴隷的に拘束」するような契約を結んでも、それを契約とみなめないし、法律上の保護も与えない、といういみである。いっぽう、後者は、罪刑法定主義の原則をのべたもの。国家が民衆（市民）に対して、勝手にその権利を犯したりしないこと、若しそうする場合には、民衆の代表者によって構成される議会で、そ

の旨の法律を決めてから、ということを決めている。これは全然重複していないし、両方とも必要な規定だと思いが、どうだろう。

それ以外の条文についても、西部氏の提案があるが、いちいちの検討は省略する。というのは、以上みたように、西部氏が憲法の骨格——民衆の権利と国家権力との関係——について単純すぎる見方をもっているように思われるからだ。「基本的人権」についての部分に関する限り、西部案は、現憲法の改正ではなく、改悪にしかならないと思う。

さて、以上四点にわたって、西部氏の「日本国憲法改正私案」にあれこれケチをつけてきたわけだが、もちろん今回の提案の意義はきわめて大きい。最後に、それを確認しておこう。

画期的なのは、つぎの三点だ。第一に、今回の提案が、日本の言論界に憲法改正の自生的な論議を呼びかけている点。第二に、日本人が歴史のなかでつちかかってきた伝統的な規範を、憲法に接続させようとはかっている点。第三に、市民の責任と義務感を組織して、国防をはじめとする国際的な責任を果たせるよう、模索している点。これらはどれも、いままでもわが国の思想・言論界に欠けていたもので、日本の市民階級が成熟し、自立するために不可欠の課題であると言えよう。

西部氏の播いた種が大きく実を結ぶ日の来ることを願っている。

(註)「この際昭和憲法」は葬りたい「新潮45」(一九八九年二月号)

### 編集部だより

★イラクの侵攻に始まった国際的軍事緊張は、一体どのように展開していくのか。

日本は何をなすべきか、何をなすべきでないのか——中曾根元総理の率直な提言、及び田原総一郎氏の連続インタビューは、日本の役割を容赦なく突きつけてきます。また、在日クウェート大使による侵略前夜の詳細な描写は、独裁者の手口をあますところなく明かし、身の毛がよだちます。

★バット・チョート氏の「影響力の代理人」を、世界に先がけて掲載しました。執筆中から大きな話題を呼んでいた異例の本です。何より特筆すべきは、登場して来る数々の実名です。日本の企業は、ここまでやっていたのか！日米両国民にとって、驚天動地の内容が、詳細に描かれています。★先月号の西部邁氏による「憲法改正私案」は、大きな反響を呼びおこしました。折しも、日本人の湾岸派遣問題がクローズアップされ、憲法の存在がにわかに注目さ

れ始めました。西部私案は、時宜を得たというべきでしょう。

その西部私案に対する反論を、気鋭の社会学者、橋爪大三郎氏に寄稿していただきました。憲法論議は、早くも白熱してきました。★山口敏夫氏の前号記事への反論——羽田孜議員のコメ論議を読むにつれ、この問題の難しさがわかってきます。

いっそ論より証拠、ということので、アメリカ米と日本米の試食討論をやってみました。ぜひ一読を。残った国宝ロスを編集部に持ち帰り一同で試食してみました。一人が声を上げました。「こりゃア、ウマイ」。日本にとつて、たしかに脅威です。

★岡崎久彦氏と城山三郎氏の連載は今月号で終了です。岡崎氏が取り組まれたオランダの歴史は、日本人にとって教訓に満ちています。我々に強い覚醒を促して締めくくられた最終回は、圧巻です。城山氏の「賢人たちの世」に描かれた三人の政治家は、多くの読者を捉え、圧倒的な好評を得ました。両氏にお礼を申し上げます。



### 社中日記

七月、八月入社の新入者を紹介します。  
\*大友 洋 「趣味はスキー」といっても、滑るよりは転ぶ専門。折ったスキー、スティック、足の数は両手に余る。あまりの危険度には、ついに誰からも誘いがなくなった。「オレもスキーに連れてって」グレンドの当たり屋(こと原一志)

\*小林 昇 入社挨拶が「コアラ君と呼んでほしい。スングラムアクリの身体で動きもせずオヤツを食べている点はソックリだが、早い話が単なる中年太りの前期症状(同僚、同形のよしみでよろしく、文春のタスマニアデビル(こと中井勝))」  
\*鈴木博樹 三木の項「好物は」と聞かれ「ウナギとたけのこ」と答えた元祖老成男。二十六歳のいまや、すでに記憶力減退、方向ボケで、真直ぐ出社できず連日の遅刻(「私は入社したときに退職金の額を数えました」本家老成男・中部吉志人)  
\*網川直伸 損保会社でヤちゃん専門に事故処理係。「なあ、金を出して染になれよ」の毎日で心身症に。転載してみたものの今度は「おい、酒を飲んで染にならうよ」で宿酔の連続(「仕事して染にならうよ」人事部長)  
\*平野野男 エースを夢見た野球部では結局、二軍の球拾い。トランベーターを自爆したプラスチックD部は克員オーバードで大太鼓。大学は第一志望に振られて二浪と、聞くも涙の挫折人生。

### 文藝春秋(平成二年)

平成二年十月一日 発行  
編集人 白 石 勝  
発行人 堀 堯  
印刷人 鈴 木 和 夫  
印刷所 凸版印刷株式会社  
発行所 株式会社文藝春秋  
東京都千代田区紀尾井町三三三  
電話 二六五一(二一)番(代)  
振替口座東京七二八七四三番  
郵便番号 一〇二

★本誌掲載記事の無断転載を禁じます